

# 障害福祉サービスについて

令和2年8月11日（火）  
鳥取市障がい福祉課

# 【介護給付】①(計画作成対象)

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護中心</li> <li>・家事援助中心</li> <li>・通院等介助(身体介護を伴う・身体介護を伴わない)</li> <li>・通院等乗降介助中心</li> </ul>	区分1以上 [通院等介助(身体介護を伴う場合)は区分2以上※]
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上※
同行援護 (ガイドヘルパー)	視覚障害者が対象。移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援助等の外出支援を行います。	区分必要なし 同行援護アセスメント調査票による聞き取りにおいて条件を満たした者
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人が行動の際に生じ得る危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行います。	区分3以上※
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に支援します。	区分6※

## 【介護給付】②(計画作成対象)

サービス名	サービス内容	対象者
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する人が疾病等の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	区分1以上
生活介護 (障害者デイサービス)	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	区分5・6以上※
施設入所支援	日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排泄又は食事の介助等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

## 【訓練等給付】①(計画作成対象)

サービス名	サービス内容	対象者
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練(1年半)と生活訓練(2年)があります。	認定調査が必要 区分は必要なし
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間(2年)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	認定調査が必要 区分は必要なし 原則65歳未満
就労継続支援 ・A型＝雇成型 ・B型＝非雇成型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	認定調査が必要 区分は必要なし A型:原則65歳未満 B型:年齢制限なし

## 【訓練等給付】②(計画作成対象)

サービス名	サービス内容	対象者
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労した障がい者の就労の継続を図るため、企業、医療機関等各関係機関との連絡調整を行い、日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言等を実施する。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用し、一般就労した者
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で様々な問題に対し、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報提供及び助言並びに相談、各関係機関との連絡調整等の自立生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、病院に入所していた者</li> <li>・更生施設に入所していた者</li> <li>・刑事施設に入所していた者等</li> </ul>
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者に主として夜間において、相談、入浴、排泄、食事その他必要な日常生活上の援助を提供する。	認定調査が必要 区分は必要なし

# 【地域生活支援事業】

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて、必要な事業を柔軟に提供する事業。  
詳しい事業内容や利用者負担は、それぞれの市町村ごとに異なります。

・鳥取市は原則1割負担(生活保護受給者の場合は負担無し)

※必ず計画書が必要という訳ではない

鳥取市では

- ・移動支援
- ・訪問入浴
- ・日中一時支援
- ・デイサポート事業
- ・日常生活用具の支給又は貸与
- ・地域活動支援センター等

## 移動支援

対象者	サービス内容	基本支給量
障がい者(児)であって外出等に支援が必要と認められた者 (身体・知的・精神それぞれ条件あり)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に必要となる移動の介護または付き添い。	障がい者 30時間/月以内

## 日常生活用具の支給又は貸与

障がいの種類	品目
視覚障がい	盲人用時計、拡大読書器等
聴覚障がい	ファックス、屋内信号装置等
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、シャワーキャリー、ポータブルトイレ、T字状杖、移動・移乗支援用具等
ぼうこう・直腸機能障がい	ストーマ用装具

## 補装具費の支給

障がい名	品目
視覚障がい	盲人安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡等
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、歩行器、車椅子、電動車椅子、歩行補助杖(一点杖以外)

原則1割負担ですが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。  
支給対象は、手帳の等級、障害内容により異なる。

# 【障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行】

## 《移行時期》

- ・65歳到達時(誕生日の前日)
- ・2号被保険者は40歳到達時(誕生日の前日)
- ・適用外施設退所日(障害者支援施設、救護施設など)

## 《介護保険の申請》

- ・65歳到達時等の3か月前から申請可能

基幹相談支援センター、障がい福祉課、各包括支援センターの3者にて、半年に1回、65歳到達者の移行に向けての調整会議を開催中。